

## 一関市農産物魅力発信人材育成事業費補助金募集要項

### 1 目的

市内産農産物の魅力を広く情報発信するため、農産物の専門的な知識を活かした農産物のプロモーション活動に地域の中心となって取り組む方を育成するため、資格取得を支援することを目的とする。

### 2 対象者

次の要件を全て満たす方

- ① 市内に住所を有する方、または、市内の事業所に勤務する方
- ② 野菜ソムリエ等の農産物に対する専門的資格を取得し、資格取得後に、新たに「いちのせき農産物アンバサダー」として市内産農産物の魅力発信事業等に協力し、地域のために活動できる方
- ③ 市税の滞納がないこと

### 3 募集人数

2名

### 4 補助内容

野菜ソムリエ等の農産物に関する専門的資格を取得予定の方で、資格取得後、新たに「いちのせき農産物アンバサダー」として市内産農産物の魅力発信プロモーション活動に協力いただく方に対し、農産物に関する専門的な資格の取得に要する費用の一部を補助します。

#### 【必須条件】

※ 資格取得後は、市が認定する「いちのせき農産物アンバサダー」として市内産農産物の魅力発信につながるプロモーション活動に協力いただく。

※主なプロモーション活動(予定)

- ・地産地消モデル店における地産地消フェアにおけるレシピ、試食の提供によるPR
- ・市内飲食店やイベント等と連携した地産地消に関する取り組み
- ・地産外商事業PR活動 等

※プロモーション活動は、1人あたり年2～3回程度を予定しています。

#### (1) 補助対象となる専門的資格等

補助対象となる資格は、次のとおりです。

- ①野菜ソムリエ(一般社団法人日本野菜ソムリエ協会が認定)
- ②フードコーディネーター(特定非営利活動法人日本フードコーディネーター協会が認定)
- ③その他、農産物に関する専門的資格(市長が認めるもの)

#### (2) 補助対象経費

専門的資格を新規に取得するために必要な講習受講料、認定登録料及び試験料

#### (3) 補助額

補助対象経費の2分の1以内の額(1人あたり 50,000 円が上限となります)

### 5 申請期間

令和8年4月20日(月)～令和8年6月30日(火)

※補助金の交付は、補助金交付申請後、令和9年2月末までに取得した資格が対象になります(補助金交付決定前に取得した資格は、補助対象になりません)。

※申請期間中に予算に達した場合は、申請期間中であっても受付終了となります。

※応募がない場合は期間を延長し、随時募集します。

※申請後、資格を取得できなかった場合、補助金の交付は取り消しとなります。

## 6 申請書類

- (1) 様式第1号 補助金交付申請書
- (2) 様式第2号 事業計画書
- (3) 資格取得する資格の内容が分かるもの(資格取得要項等の写し)
- (4) 市内に住所を有する方は納税証明書の写し、市内の事業所に勤務する方は勤務していることがわかるもの

## 7 事業の中止

都合により事業を中止する場合は、中止承認申請書(様式第3号)を提出してください。  
中止承認申請書の提出期限は、中止しようとする日の7日前です。

## 8 完了報告

事業完了後速やかに、下記の書類を提出してください。  
(完了報告書類の提出期限は、事業完了後 30 日以内です。)

- (1) 様式第4号 事業完了報告書
- (2) 様式第5号 農産物魅力発信人材育成事業費補助金請求書
- (3) 資格取得を証明する書類の写し

## 9 補助金請求

補助金交付請求書(様式第5号)に基づいて指定口座に後日振り込みとなります。

## 10 広報

事業内容については、一関市ホームページ等に掲載し、広くPRします。

## 11 提出先

一関市農林部生産流通課 または、各支所産業建設課

## 12 お問い合わせ

一関市農林部生産流通課 地産地消・外商係

〒021-8501 一関市竹山町7-2

TEL::0191-21-8317 FAX:0191-21-4221 メール:seisanryutu@city.ichinoseki.iwate.jp